

ぶんだ会計通信

■行くぜ！『インボイス制度』■

インボイス制度開始まで残り数か月となりましたが、準備は進んでいますか？今回号はインボイス制度に向けて総点検を特集します。

自社のインボイス制度の具体的な進捗具合をチェックしてみましょう。また、いつまでに準備・対応するか実践時期も決めていきましょう。



令和5年

5&6月号

No.69



導入まで残りわずか！インボイス制度に向けて（Part.4）

—インボイス制度開始までの総チェック—

① 全社に影響するインボイス等の総チェックに向けて

インボイス制度は経営者だけでなく、経理部署やインボイス発行部署に影響します。さらに、他の部署も無関係でいられないのが「インボイス制度」。そこで、

- (赤枠)経営者が特に準備しておくこと(※経営者は全般の理解が必要です)
- (ピンク枠)経理などインボイス発行部署が準備・理解しておくこと
- (緑枠)社内メンバー全体で周知しておくこと
- (青枠)電子取引が関係すること

の視点でインボイス制度の対応チェックを行っていきましょう。

② インボイス総チェック(経営者メイン編)

■インボイス発行事業者の登録申請は完了済みですか？

インボイス発行事業者の申請をしてから登録の通知を受けるまでにある程度の時間を要します。そのため、インボイス発行事業者への登録申請をお考えで、まだ申請書を出していない場合はお早めに！(年末に申請した時、当初より登録通知が実際に遅くなりました)

■預り金的な性格など、消費税の基本的な仕組みや特徴を理解していますか？

まずは自社の消費税の計算方法(原則課税or簡易課税)を確認しましょう。消費税の計算方法により、今後のインボイス制度の対応も大きく異なってきます。

また、原則課税か簡易課税か選択が可能な場合、会計事務所に相談し、自社にとって有利(税額やインボイスの管理面など)な選択が必要です。

■インボイス制度を起因とする資金繰りの影響を考慮していますか？

消費税計算に大きく影響する「仕入税額控除」について理解を深めましょう。

■研修やミーティング開催など、社内でのインボイス制度理解の取り組みを実施していますか？

会計事務所を交えつつ(会議やセミナーなどで)、社内全体でインボイス制度の理解を深め合いましょう。



■インボイス(適格請求書)とは、どのような書類であるか理解できていますか？

インボイス=(イコール)請求書ではありません。インボイスは書類の名称問わず一定の記載要件を満たした書類を指すので、どの書類をインボイスとするのかが重要になります。

■インボイス発行に備えた販売管理等のシステム改修は済んでいますか？

システム改修には相当な時間と資金を要する場合があるため、システム改修の時期、改修費用、改修後のテストなど計画的に進めましょう。



■免税事業者からの仕入等への対応方法についての方針を定めていますか？(経過措置の適用等)

③ インボイス総チェック(経理部署や営業等インボイス発行部署編)

■会計システムのインボイス制度への対応は確認できていますか？

■取引の都度、請求書等を交付しない取引について、既存契約のものはインボイス情報の追加を通知したり、あるいは通知を受けたりしていますか？

家賃や駐車場、士業への支払いなど、支払いの都度、請求書等の交付されない取引については、既存の契約書だけではインボイスの記載要件を満たしていないケースがほとんどです。そのため、インボイス情報の追加通知をしたり、あるいは通知を受けたりしましょう。

また、受け取ったインボイスの追加情報は契約書と一緒に保管するようにしましょう。



■仕入明細書の発行あるいは入手する場合の取引先へのインボイス登録番号の収受は済んでいますか？

■返還インボイスの取扱いについて理解できていますか？

「返還インボイス」については、令和5年度の税制改正で「少額の返還インボイスについての交付義務の見直し」が行われ、インボイス制度開始に伴う負担軽減があります。

〈売り手側〉

■自社発行の書類のうち、何をインボイスとするか確定していますか？

インボイスは請求書のみの場合や、請求書＋納品書など複数の書類を合わせることも可能です。後々の消費税額の計算方法にも影響が出るためインボイスの選択は慎重に。

■取引先にインボイスとする書類の様式を通知していますか？

■インボイスとする書類は記載要件を満たしていますか？

「インボイス」では6つの記載要件、「簡易インボイス」では5つの記載要件がありました。今後インボイスとする書類に記載不足がないように記載要件の確認・修正をしていきましょう(令和4年11&12月号のごんだ会計通信などを参考にしてください)。

反対に、インボイスとしない書類についてはインボイスの記載要件を満たさないように注意しましょう。

■インボイスの消費税計算方法(税込(抜)・端数処理など)は明らかになっていますか？

インボイス制度で消費税の記載が必要になったため、その端数処理について、1つのインボイスにつき“税率ごとに1回のルール”ができました。

そのため、インボイスの消費税の端数処理が適切に行われているか事前に確認しておきましょう。



■発行インボイスの写しの保存方法について検討していますか？
(コピー、電子データ、ジャーナル等)

〈買い手側〉

■取引先から登録番号の通知を受けたり、インボイス発行事業者であるかの確認をしていますか？

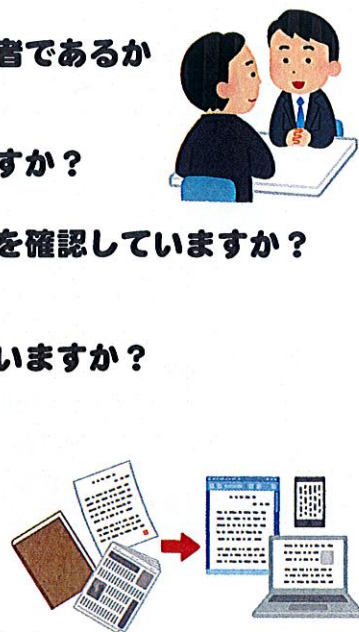
■取引先とどの書類をインボイスをするかの検討を進めていますか？

■取引先が発行するインボイスが記載要件を満たしていることを確認していますか？
(事前確認)

■受け取ったインボイスをどのように保存するかを検討していますか？

インボイス等の保存期間も踏まえて検討していきましょう。今後はインボイス制度導入に伴いインボイスを紙ではなく、電子取引データで受け取るケースが増えます。

また、紙で受け取ったインボイスをスキャナ保存するなど経理のデジタル化に向けて会計事務所に相談することも検討してみたいかかでしょうか？



④ インボイス総チェック(社内全体編)

■立替金が発生した場合の立替金精算書作成の対応はできていますか？

受取ったインボイスの宛名が会社名でなく、従業員等の氏名だった場合、インボイスの要件を満たせなくなります。そのため、「**立替金精算書**」を使用する必要があるためその準備を行いましょ。

また、従業員だけでなく経営者も対象です。通販等で会社の備品などを購入した場合、宛名が会社名になっているかなど注意しましょ。

■インボイスの保存がなくても、仕入税額控除が認められるものの理解ができていますか？

仕入税額控除するにあたり、**一定の事項を記載した帳簿のみの保存でOKな取引が9つあり**ました(R5年3&4月号ごんだ会計通信参照)。そのなかでも「3万円未満の自販機や自動サービス機からの商品購入」は判定が複雑です。

ところで、コインパーキング代金は仕入税額控除をするためにインボイスは必要、不必要どちらでしょうか？(※答えは最後に)

■「公共交通機関特例」が適用できる公共交通機関を理解していますか？

タクシーや航空機は特例の対象外でしたよね？

ちなみに、SuicaやPASMOなどへのチャージ代については消費税法上「不課税取引」になりますのでご注意を(チャージ代は費用に該当しませんのでその点もご確認ください)。

■クレジットカードでの購入の際、どの書類がインボイスになるか理解してますか？

インボイス制度導入後は現行の「3万円未満の課税仕入れ」の帳簿のみ保存で仕入税額控除ができる規定は認められなくなります。そのため、クレジットカード払いでは、忘れずに「(簡易)インボイス」を入手しましょ。



当事務所通信のチェック項目が網羅しているわけではありません。これ以外にも独自で確認すべき項目があるかと思いますのでそれらの点も入念に確認してください。

「このルールって何だっけ？」と思ったらぜひ、ごんだ会計通信の「令和4年11&12月号」「令和5年1&2月号」「令和5年3&4月号」で復習してくださいね。

※コインパーキングの費用について、仕入税額控除するためには、「(簡易)インボイス」は必要になりますので、もらい忘れのないように気を付けてください。

※当事務所通信の情報は記事作成時の法令などに基づいて作成しております。また、税法の改正や個々の事情により掲載の内容と異なる場合がありますのでご留意ください。

<参考文献>(株)TKC「タイムリミットから見たインボイス対応の総点検」「令和5年度税制改正のポイント」「電子取引・インボイス対応ワークブック」「ごんだ会計通信R4年11&12月号、R5年1&2月号、R5年3&4月号」

◎当事務所では、インボイス制度や改正電子帳簿保存法への対応サポートを行っております。お気軽にお声かけください。



発行元：

権田公認会計士・税理士事務所
〒373-0853 群馬県太田市浜町3-6
太田商工会議所会館4階



TEL：0276-49-5575
FAX：0276-49-5576
携帯：090-3543-7314
Eメール：t-gonda@tkcnf.or.jp
HP：http://gonda-office.com/